朝霞市 GIGA スクール構想に係るタブレット端末補償制度について

朝霞市立小・中学校に通うすべての児童生徒が、タブレット端末（iPad）を活用することで学習がより充実します。児童生徒が安心して使えるように端末補償制度への加入をお願いします。

補償対象

小・中学校に整備されたタブレット端末（iPad）のうち、補償制度に加入した児童生徒が使用しているもの。

補償範囲

長期休業中や土日・祝日を含む
学校管理下外での破損
※ 学校管理下外 = 下校時から翌登校時まで

補償金額

最大６万円（免責０円）
※学校に配備された iPad 購入費用を賄える金額です。

補償期間

加入日（令和3年10月1日）から
令和４年３月３１日（木）まで

補償制度加入料（保険料）

１，０００円

保険会社等

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
タブレット端末補償制度

補償される主な損害

（1）火災、落雷、破裂、爆発（タブレットを炎天下の車内等に放置した際の損傷は対象外）、風災、ひょう災、雪災（タブレットが凍って動作しなくなった場合は対象外）、建物外部からの物体の落下、飛来、衝突（タブレットを放り投げた時の損害は対象外）
（2）水漏れ、水没（意図した洗濯や水洗い等での損害は対象外）
（3）盗難（置き引きや、置き忘れ、紛失は対象外）
（4）水害（大雨等で床上浸水または地上４５センチ以上の浸水による損害）
（5）上記以外の突発かつ急激な偶然の事故（経年劣化や操作による不具合は対象外）

故意に（わざと）壊したり、故障させたりした場合は、どんな状況でも補償されません。

補償されない事故

（1）地震、噴火、津波　（2）戦争または戦闘行為　（3）差し押さえなどの法的執行
（4）放射能汚染等の化学損害　（5）自然消耗、品質劣化、操作上の損害、故障等
（6）故意または喧嘩等（壊れるのが容易に想像できる使用法も含まれる）　（7）アプリの不具合等やデータ損壊等

お願い

（1） 本制度に**加入しない場合**、学校管理下外における破損等については**各家庭の実費負担**となりますのであらかじめ了承をお願いします。
（2） **タブレット端末ごとの保険になります。兄弟姉妹で使用している場合は、それぞれで加入申込をお願いいたします。**
（3） 本制度ではなく、各家庭で個人動産保険に加入したり、保険の特約等で補償をカバーしたりしても構いません。その際には下記申込意向書にその旨を記入ください。（**補償内容を必ず確認してください。**）

キ　リ　ト　リ

加　入　申　込　意　向　書

朝霞市 GIGA スクール構想に係るタブレット端末補償制度に

	申し込みます。
	申し込まず、個人加入の保険等で対応します。
	申し込みません。

↑　いずれかに「〇」をつけてください。

学校名　朝霞第四中学校　　年　　組　　番

生徒名

保護者名

※申し込みの有無に関係なく、１０月１３日（水）に専用封筒を用いて提出してください。